

障害福祉サービス等における事業者の指定申請手続き（スケジュール）

◇事業を行おうとするときには、あらかじめ行おうとする事業の指定基準の確認をしてください。

※提出先・相談先→事業所を所管する指定機関（県指定＝福祉指導課 障害指導班）

手順		ポイント
1	(事前協議・相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・随時実施。電話・メール・FAX等でも対応は可能です。 ・県指定事業所における当課との事前協議は必須ではありません。ただし、新たに事業所の建設等を考えている法人には設備基準の確認のため、事前協議を勧めています。 ・開設予定の事業所がある市町の担当課に対しても事前に相談をしていただくようお願いします。 <p>※障害者支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センターについては、原則、事前に県へ認可を受ける必要があります。（詳細は当課まで）</p>
2	指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は法人のみ可能です。定款に当該事業（障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業、児童福祉法に定める障害児通所支援事業等）を実施することが記載されている必要があります。 ・書類の不備不足等を補正する期間が必要となるため、遅くとも指定希望月の概ね前々月末までに申請書類の提出をお願いします。（郵送可） ・申請書類は、福祉指導課障害指導班のホームページにある「申請書ダウンロード」からダウンロードして作成してください。 ・必要書類は、申請書ダウンロード内にある「新規指定チェックリスト」を確認し、該当サービスの指定申請書類の準備をお願いします。 <p>※前月の15日時点で申請書類に不備があれば指定が1ヶ月遅れとなりますのでご注意ください。</p>
3	審査	申請書類をもとに指定基準に対する適否（欠格要件該当者、人員配置、設備・施設の状況、運営規程の内容等）を確認します。
4	指定・提供開始 (国保連関係手続)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果、指定基準に適合していた場合、審査結果通知にて指定の通知を行います。 ・指定日は毎月1日のみとなります。 <p>※指定後は国保連からの指示に従い、請求準備（インターネット必須）を行ってください。</p>
5	(集団指導)	毎年12月頃に開催します。原則、全事業者に参加を求めます。
6	(実地指導)	概ね2年に1回、担当職員が訪問して運営状況を確認します。
7	指定更新	<ul style="list-style-type: none"> ・指定後6年毎に更新手続きを行う必要があります。 ・更新申請書類は指定有効期限の概ね3ヶ月前から前月末までに提出してください。 ・有効期限の到来について、県から個別の案内はありませんので、各事業所で有効期限の確認を行い、更新申請書類を提出してください。

その他	廃止・休止届	廃止・休止の1ヶ月前までに届出の提出が必要です。
	変更届	変更後10日以内 （管理者・サビ管、運営規程変更等）に届出の提出をしてください。
	加算の届出（変更含む）	加算算定開始希望月の前月15日（必着）まで に提出してください。 （減算・加算取下げの場合は随時、届け出ること。）
	処遇改善計画の届出	・前年度の2月頃又は処遇改善の加算の算定を開始する前々月末までに処遇改善計画を提出してください。翌年度当初に実施報告の提出が必要です。

◎事業所の新規指定申請時及び移転時には、当該事業所が建物の設置基準（消防法や建築基準法、バリアフリー新法等）に適合した施設であるかという点について、当課ではなく所管部署へ確認していただきますようお願いいたします。

担当：福祉指導課 障害指導班
 電話：054-221-3771
 F A X：054-221-2142
 Mail: shougai-shidou@pref.shizuoka.lg.jp